

施策の柱	施策の方向性	施策の展開	主な取組
1 包括的な支援体制の整備	(1)地域の人々を支える支援体制の充実強化 包括的な支援体制を構築し、地域の人々を支える取組を強化	新 ① 包括的な相談・支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの構築を推進する。</li> <li>・誰もが支え合い、互いにつながり合う地域づくりを支援する。</li> <li>・多機関連携の仕組みの構築等、市町村への好事例の普及や情報提供を実施する。</li> <li>・市町村に対する個別支援を実施する。</li> </ul>
		② 生活困窮者自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の自立相談や就労支援、家計改善支援などに一体的に取り組み、自立を促進する。</li> </ul>
		③ 経済的困難等を抱える子どもの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・困難を抱える子ども達への居場所づくり等の支援を充実させる。</li> <li>・ひとり親世帯の親に対する就業相談等の支援を実施する。</li> </ul>
		新 ④ 居住に課題を抱える人への支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良県居住支援協議会による行政と不動産関連団体や居住支援関連団体の連携強化等により、住宅確保要配慮者への支援を充実させる。</li> </ul>
		⑤ 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度、日常生活自立支援事業等の推進により意思決定に課題を抱える人への支援に取り組む。</li> <li>・高齢者・障害のある人等の尊厳確保のため、権利擁護に取り組む。</li> </ul>
		⑥ 更生支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罪を犯した者等の円滑な社会復帰に必要となる福祉的支援の強化に取り組む。</li> </ul>
		⑦ 自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防のため、心の健康に関する情報提供や、ゲートキーパーの養成等相談できる体制の構築に取り組む。</li> </ul>
		① 市町村の地域福祉計画の策定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的な支援体制の整備を促進するため、地域福祉を総合的に推進する柱となる「市町村地域福祉計画」の策定を行う市町村への個別支援を実施する。</li> </ul>
	2 「支え合い」活動の推進	(1)地域共生の仕組みづくり 地域活動を活性化し、住民ひとり一人が地域の一員として互いに支え合うための取組を推進	① 住民主体の課題解決に向けた取組の支援
	② 生活支援サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの活動の充実を図るため、フォローアップ研修の実施や連絡会の開催支援を行うとともに、市町村職員の地域マネジメント力向上に向けた支援を実施する。</li> </ul>	
	③ 元気高齢者の地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での交流活動を推進するとともに、高齢者がこれまでに培った知識や経験を活かして地域を支える役割を担い、生涯を通じて活躍出来る機会づくりを推進する。</li> </ul>	
	④ 地域における子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援員等の研修や、なら子育て応援団の登録啓発を行い、地域における子育て支援を充実させる。</li> </ul>	
	新 ⑤ 防災に関する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯・防災リーダー養成研修の実施等により、平時より災害発生に備えた地域の防災力の強化に取り組む。</li> <li>・市町村における避難行動要支援者名簿の定期的な更新や個別避難計画の作成を支援する。</li> </ul>	
	⑥ 社会福祉法人の地域貢献活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の広域的なネットワークによるノウハウの蓄積とともに、様々な主体と連携し活動ができる包括的な支援体制の構築を推進する。</li> </ul>	

施策の柱		施策の方向性	施策の展開	主な取組
（1） 包括的な支援体制の整備	3 多様な福祉の担い手づくり	(1)地域福祉を推進する 人材の育成・組織づくり  地域福祉活動を実践する地域の人材・組織及び地域福祉を牽引する専門職を育成	① 民生・児童委員活動への支援	・市町村や県民生児童委員連合会と連携し、担い手確保のための周知広報や体制を充実するとともに、資質向上を目的とした研修を行い、民生委員・児童委員の諸活動を推進する。
			② コミュニティ・ソーシャルワーク活動の充実	・地域に入って、行政等と連携しながら課題解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を養成する。 ・市町村の包括的な支援体制におけるCSWの活用と、その活動を支援する。
			③ 住民等による見守り支える体制づくり	・認知症サポーターの養成及びまほろば「あいサポート運動」を引き続き実施し、地域の住民同士で支え合い、見守る体制づくりを推進する。
			④ NPO、ボランティア活動の参加促進	・県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の支援や推進に取り組むとともに、災害ボランティアの養成や企業等からの寄附金による基金を活用しての支援に取り組む。
		(2)福祉・介護人材の確保・定着  人材の参入促進、資質向上、定着支援の取組を強化	① 福祉・介護人材の育成・確保	・関係機関との協働・連携を図るとともに、福祉・介護の仕事への興味を高めるための周知広報活動や、福祉人材センターにおける就職斡旋等、福祉・介護人材の育成・確保に向けた取組を推進する。
			② 働きやすく魅力的な職場づくり	・奈良県福祉・介護事業所認証制度を充実させるとともに、処遇改善やキャリアアップシステムの確立による労働環境の向上に取り組み、働きやすく、魅力的な福祉・介護の職場づくりを推進する。
	4 地域福祉を推進する環境の整備	(1)福祉サービスの質の向上  質の高い福祉サービスを安定的に供給	① 福祉サービス第三者評価の受審促進	・施設等のサービスの質の向上や利用者の良質な福祉サービスの選択の支援として行う福祉サービス第三者評価について、制度の周知や事業者への受審の働きかけを行う。
			② 福祉サービス利用者保護の充実	・適切な苦情解決が図れるよう、第三者委員の設置を促進し、事業所段階における苦情処理システムの更なる充実に取り組む。
		(2)全ての人に優しい福祉のまちづくりの推進  暮らしやすく安心できる日常生活を実現するための生活環境整備と相互理解の促進	新 ① 人権を尊重した地域づくりの推進	・すべての人が社会の中でお互いを認め合い、共に生きる社会の実現のため、「奈良県人権施策に関する基本計画」と連携して必要な施策を推進する。
			② 障害を理由とする差別の解消の推進	・「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする不利益な取扱及び合理的な配慮の不提供のを禁止等、障害を理由とする差別の解消に取り組む。
		新 ③ 福祉教育の充実	・「人権教育推進プラン」に沿った施策との連携を図り、社会教育実践講座の実施等を通じて、家庭や地域において、社会教育を推進する人材の育成や確保を推進する。	
		新 ④ 国際化への対応	・「奈良県外国人総合相談窓口」において、多言語での相談対応や各種情報提供を実施する。 ・災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修や、行政職員を対象とした在住外国人対応に関する研修を実施する。	
		⑤ バリアフリーの推進	・高齢者、障害者にも利用しやすい交通や公共施設を実現するため、鉄道駅や生活関連施設（病院や公共施設）の経路のバリアフリー化を進める。	